

## いじめの防止等のための基本的な方針

## 目 次

### 第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 第2章 組織の設置

- 1 構成員
- 2 組織の役割

### 第3章 いじめの防止対策

- 1 授業、ホームルーム活動、朝読書を利用した指導
- 2 人間関係づくり
- 3 生徒による自主的な活動
- 4 保護者等との連携
- 5 教職員研修
- 6 年間指導計画
- 7 配慮を要する生徒への支援
- 8 検証と評価

### 第4章 いじめの早期発見

- 1 HRでの観察
- 2 授業での観察
- 3 部活動での観察
- 4 いじめアンケートの実施と面談

### 第5章 いじめに対する措置

- 1 事実確認
- 2 被害生徒への支援
- 3 加害生徒への指導
- 4 保護者等への対応
- 5 外部機関との連携
- 6 教育委員会への報告
- 7 いじめの解消

### 第6章 重大事態への対処

- 1 重大事態の認知
- 2 教育委員会への報告
- 3 調査組織による調査
- 4 被害生徒・保護者等への情報提供
- 5 報道対応

## 第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

本校は明治30年創立の静岡県浜名郡蚕業学校に端を発し、戦後の浜松農工高校時代を経て、昭和39年に現在の校名に改称し、工業高校としての歴史と伝統を積み重ねています。校訓「誠実・創造」の下、「社会の発展に貢献できる有為な工業技術者の育成」を教育目標に掲げ、「地球にやさしいエンジニアの育成」をめざしています。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進します。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定めることとしました。

### 1 いじめの定義

いじめとは、ある生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報機器・情報端末を通じて行われるものを含む）で、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられます。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団からの無視をされる。
- (3) 体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。  
(軽いもの、遊ぶふりによるものも含む)
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- (7) インターネット等の情報機器・情報端末を通して誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (8) 複数の生徒が結託する、明らかに優位な力関係にある等の状況下で一方向的に不快な行為を受ける。

### 2 いじめの理解

本校ではいじめを次のように考えます。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。
- (5) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

本校ではいじめ防止のために以下のような対応を行います。

- (1) 授業、ホームルーム活動、朝読書の時間を利用した道徳教育や人間関係づくり等による未然防止
- (2) HR、授業、部活動等での観察といじめアンケート、面接による早期発見
- (3) 被害生徒への支援と加害生徒への指導を中心としたいじめ解決への対応
- (4) 重大な被害や長期欠席等を伴う重大事態への対処
- (5) いじめ防止対策に関する研修等による教職員の資質向上

## 第2章 組織の設置

いじめの防止、早期発見及び対処等の措置を実効的に行うため、いじめに関する情報の収集、記録、取組方針の企画立案等を行い、いじめの防止等の中核となる常設の組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。

### 1 構成員

校長、副校長、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、研修主任、各学年主任、養護教諭を構成員とします。

その他必要に応じて、学級担任、部活動顧問、学科長など関係が深い職員やPTA役員、学校評議員、スクールカウンセラー等が参加します。

### 2 組織の役割

設置する組織は以下の内容を行います。

- (1) いじめの未然防止対策の企画・実施
- (2) いじめへの対応
- (3) 教職員の資質向上のための校内研修の企画・実施
- (4) 年間計画の作成
- (5) 年間計画進捗状況の点検
- (6) 各取組の有効性の点検
- (7) いじめ防止基本方針の見直し
- (8) 重大事態への対応

### 第3章 いじめの防止対策

#### 1 授業、ホームルーム活動、朝読書を利用した指導

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳的な内容を伴う授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になります。

生徒達が、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。ホームルーム活動や授業において、生徒の実態や社会情勢に合わせ、題材や資料内容を検討しながら定期的実施します。

#### 2 人間関係づくり

生徒達が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。文化祭や体育大会をはじめとする学校行事は、この「心の居場所づくり」に、最適な機会になるよう計画されることが望ましいと考えます。個々の生徒が、他者と関わり合いながら活躍できる機会の提供は、健全な人間関係づくりが養われます。年度当初のホームルーム活動において人間関係づくりの機会を設けます。

#### 3 生徒による自主的な活動

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけが大切です。そのために、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動を生徒の中で作る取組を、ホームルーム活動・生徒会活動などの時間を使って行います。

#### 4 保護者等との連携

保護者等がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者等との信頼関係を築くことが大切です。問題が何も起こっていないときでも、保護者等との信頼関係を築く目的で、個人面談や学級懇談会の折りに、生徒の学校や家庭での様子をお互いの情報を交換して、気になる表れ等について情報の共有をしておきます。

#### 5 教職員研修

校内研修や教職員による情報交換会を定期的実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につける目的で、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施します。

## 6 年間指導計画

### 年間指導計画

月	いじめ防止	関連行事 等
4月	いじめ防止基本方針の説明（入学式、始業式） いじめ防止対策委員会（基本方針、年間活動計画） 面接週間、ホームルーム活動：人間関係づくり 情報交換会（学年会議）、学年主任者会	始業式、オリエンテーション 対面式
5月	情報交換会（学年会議）、学年主任者会	PTA・後援会合同総会、保護者会、 学年別懇談会、体育大会
6月	いじめに関するアンケート、 いじめ防止対策委員会、1分間面接、 情報交換会（学年会議）、学年主任者会	学校運営協議会
7月	情報交換会（学年会議）、学年主任者会	保育体験実習（1年）、終業式
8月	面談、職員研修会	始業式
9月	面接週間、情報交換会（学年会議）、全校集会でい じめ防止について呼びかけ、学年主任者会	
10月	情報交換会（学年会議）、学年主任者会	学年別保護者会、修学旅行（2年）、 遠足（1、3年）、学校運営協議会
11月	いじめに関するアンケート、 いじめ防止対策委員会、情報交換会（学年会議）、 学年主任者会、職員会議	城北祭
12月	情報交換会（学年会議）、職員研修、学年主任者会	終業式、学年集会、球技大会
1月	情報交換会（学年会議）、学年主任者会	始業式
2月	情報交換会（学年会議）、学年主任者会、 いじめ防止対策委員会（点検・見直し）	学校運営協議会
3月	学年集会 職員会議（点検・見直し）	終業式

## 7 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

## 8 検証と評価

取組状況の把握と検証の目的で、いじめ防止対策委員会を定期的で開催し、取組状況の確認を行います。いじめ対策において予定された事業が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証などを行うと共に、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行います。

## 第4章 いじめの早期発見

### 1 HRでの観察

HR 担任は、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにします。休み時間・放課後の生徒との雑談や当番日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握します。面接週間等の機会を活用し、情報の収集に努めます。

### 2 授業での観察

授業担当者は、生徒の気になる変化が見られたり、遊びやふざけなどのようにも見えてたりする等の気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を共有します。必要に応じて関係者を招集し、対応を話し合います。

### 3 部活動での観察

部活動顧問は、所属する生徒の変化に注意し、気になる変化が見られた場合は、担任と連絡を取り情報交換をします。また、部活動の開始前や終了後の生徒の活動にも気を配ります。定期的にミーティングや面談を行い、部活動の生徒の状況を把握しておきます。

### 4 いじめアンケートの実施と面談

生徒へのいじめアンケートを6月、11月に実施します。いじめアンケートを集計し、必要に応じて面談を行います。面談結果を基に対応を検討し、「見守り」、「カウンセリング」等の対策を実施します。

## 第5章 いじめに対する措置

### 1 事実確認

観察、アンケートと面談、生徒からの相談等により、生徒がいじめを受けていると思われる場合、すみやかに当該学年部及び関係職員による情報交換会を実施し事実確認を行います。情報交換会によりいじめが疑われた場合、いじめ防止対策委員会の開催を要請します。いじめの認知は、いじめ防止対策委員会が行います。

## 2 被害生徒への支援

いじめ防止対策委員会で協議した対応に基づき、教育相談担当が中心となり、被害生徒と保護者へのカウンセリング等の支援を継続的に行います。必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得るための連絡・調整を行います。また、安心して学校生活を送ることができるための支援を行います。

## 3 加害生徒への指導

いじめ防止対策委員会で協議した対応に基づき、生徒課による加害生徒に対する事情聴取及び懲戒指導を行います。また、認知したいじめが犯罪行為に該当すると判断した場合は、警察に相談し連携して対応します。

## 4 保護者等への対応

指導の過程において、被害生徒の保護者等と加害生徒の保護者等への情報提供を適切に行います。被害生徒が安心して授業を受けることができる環境を作るため、保護者等と十分協議し対応を行います。

## 5 外部機関との連携

いじめ防止対策委員会で協議した対応に基づき、被害生徒及び加害生徒への対応に関して下記の外部機関との連携を行います。

(1) 浜松中央警察署 生活安全課 (053-475-0110)

(2) 浜松地区少年サポートセンター

(各地区共通 0120-783410 浜松地区 053-475-0110 内線 281 090-5032-2110)

(3) 浜松市児童相談所 (053-457-2703)

(4) 静岡県総合教育センター教育相談 (0537-24-9733)

## 6 教育委員会への報告

いじめを認知した場合、管理職が教育委員会に報告します。

## 7 いじめの解消

いじめの解消を判断する際には、いじめに係わる行為が止まって、少なくとも3か月が経つこと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認します。

## 第6章 重大事態への対処

### 1 重大事態の認知

重大事態とは、次のような場合を言います。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合

イ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき。

あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

(3) 生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

## 2 教育委員会への報告

事実確認の結果を管理職が教育委員会にすみやかに報告します。

## 3 調査組織による調査

重大事態が発生した場合には、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者等の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

## 4 被害生徒・保護者等への情報提供

本校では、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

## 5 報道対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要です。

- ・平成 26 年 4 月制定
- ・平成 30 年 5 月改訂
- ・令和元年 5 月改訂
- ・令和 2 年 4 月改訂
- ・令和 3 年 4 月改訂
- ・令和 4 年 4 月改訂
- ・令和 5 年 4 月改訂
- ・令和 8 年 4 月改訂